

農業集落排水処理施設の維持管理について

平成3年12月20日

3-9 各農政局建設部整備課長沖繩綜合事務

北海道農村整備課長宛構造改善局

建設部整備課綜合整備事業推進室長通知

農業集落排水処理施設は、浄化槽法に基づく浄化槽として設置されていることにかんがみ、施設の整備及び維持管理を円滑かつ適切に進めるために、下記の点に留意されるよう貴管下道府県に対し指導されたい。

記

- 1 農業集落排水施設の維持管理に当たり、事業主体は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年度法律31号）が制定された趣旨にかんがみ、既存の浄化槽の清掃業務に携わる団体等を活用されるよう配慮されたい。
 - 2 また、事業主体は、事業実施に際し、施設の整備及び維持管理の円滑化を図るとの観点に立ち、委託先の上記団体等と連絡調整を図られたい。